

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
が休日とする翌日)

鳥取県規則第三十八号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に改め、同条に次の二項を加える。

3 訓練手当は、前各項の規定に該当する者のほか、精神分裂病、そうう

つ病又はてんかんにかかる者で症状が安定し就労が可能な状態にあるもののうち、公共職業安定所による職業のあつせんを受けることが適当であると公共職業安定所長により認定されたものであつて、公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対し支給する。

第四条第二項第一号中「二千九百十円」を「三千円」に改め、同項第二号及び同項第三項中「二千六百円」を「二千六百八十円」に改める。

第六条第六項ただし書中「二万円」を「二万二千円」に改め、同項第二号中「二千三百四十円」を「二千四百三十円」に、「四千五百円」を「四千九百五十円」に、「六千百二十円」を「六千七百五十円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(第三条第一項第一号の規定を除く。)は、昭和六十一年四月一日から適用する。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

和六十一年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十九号

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則
(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第一条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年四・三五パーセント」を「年三・九五パーセント」

に改め、同条第三項中「年三・三五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改め、同条第四項中「年四・三五パーセント」を「年三・九五

パーセント」に改め、同条第五項中「年四・三五パーセント」を「年三

・九五パーセント」に改め、同条第六項中「年四・三五パーセント」を

「年三・九五パーセント」に改め、同条第七項中「年一・四パーセント」

を「年一・三七五パーセント」に、「年四・四パーセント」を「年四・

〇二五パーセント」に改め、同条第八項中「年三・三五パーセント」を

「年二・九五パーセント」に改め、同条第九項中「年二・三五パーセン

ト」を「年二・一五パーセント」に改める。

附則第三項中「年二・九パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年三パーセント」を「年二・六五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年二・一パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・七パーセント」に、「年一パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

別表第一号から第四号までの規定中「年二・九パーセント」を「年二

・五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・五パーセント」

に、「年〇・九パーセント」を「年〇・七パーセント」に改め、同表第

五号中「年三パーセント」を「年二・六五パーセント」に、「年二・一

セント」を「年一・八五パーセント」に改め、同表第六号中「年一・九

パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年〇・九パーセント」を

「年〇・七パーセント」に改め、同表第七号中「年二・九パーセント」

を「年二・五パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年一・五パ

セント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・七パーセント」に改

める。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項後段を次のように改める。

この場合において、旧規則附則第三項及び第五項中「年三パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」と、「年三・五パーセント」とあるのは「年一・六五パーセント」と、「年二・一パーセント」とあるのは「年一・五パーセント」と、「年二・五パーセント」とあるのは

「年一・六五パーセント」と、「年一パーセント」とあるのは「年〇・八七パーセント」と、「年一・五パーセント」とあるのは「年〇・八五パーセント」とする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び第二条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号）の規定は、昭和六十一年五月一日から適用する。

3 昭和六十一年五月一日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「年五・七五パーセント」を「年五・五パーセント」

に改め、同表第二号中「年四・七五パーセント」を「年四・六パーセント」に改める。

別表第一利子補給率の欄を次のように改める。

利子補給率	第二条第二項各号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げるものに貸し付ける場合	第二条第二項第二号から第四号までに掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げるものに貸し付ける場合
年一・五パーセント		
年二・一パーセント		

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和六十一年五月一日から適用する。

3 昭和六十一年五月一日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十一年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十一号

鳥取県官鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県當鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十一年三月鳥取県条例第二十五号）中第三条の改正規定の施行期日は、昭和六十一年七月一日とする。

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取
県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】